

消費生活相談だより

「点検商法」にご注意!!

「点検商法」とは、突然訪問して無料点検や修理を持ち掛け、言葉巧みに高額な費用の工事を契約させるといふ悪質商法です。

町内のほか全国で、点検商法に関する消費生活相談が多く寄せられているので、ご注意ください。

相談事例

○「給湯器の無料点検に伺う」と電話があった。後日、業者が来訪して「給湯器が古いので交換しないと、お湯が出なくなる」と言われた。10年以上給湯器を交換していなかったため、業者を信用して50万円で購入した。後から考えると高額すぎたので解約したい。

○「分電盤の点検に回っている」と、業者が突然訪問してきた。大手電力会社の定期点検かと思いい、点検してもらった。「このままでは危ないので交換しましょう」と言われ、分電盤の交換してもらい10万円も支払った。高額だったし、大手電力会社とも思えない。返金してもらえないだろう。

○「排水管の高圧洗浄が5000円」とのチラシを見て、業者に電話した。業者から「詰まりに対応する作業が必要で、合計5万円になる」と言われ、高額と感じたが、了承して作業してもらった。業者が後日改めて来訪し、費用を払うことになっているが、

やはり高額で納得できない。

アドバイス

・突然の訪問や電話などで点検を持ち掛ける業者には、安易に点検をさせないようにしましょう。  
・その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。

・契約してしまった場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフが適用されます。望まない契約をしてしまった場合には、ハガキまたはメールなどで速やかにクーリング・オフの通知を出しましょう。

・自身で判断できない場合は、早めに消費生活相談窓口にご相談しましょう。  
(参考：国民生活センター)

問い合わせ

- ①まち未来創造課 消費生活相談窓口 毎週月・水曜日(祝日除く) 午前10時～正午、午後1時～5時 リモート相談もご利用ください。 毎週火・木曜日(要予約) ☎68・2211(内線246)
②茨城県消費生活センター 平日と日曜日(日曜日は電話のみ) 午前9時～午後5時(日曜日は4時まで) ☎029・2255・6445
③国民生活センター(消費者ホットライン) 年末年始を除く 午前9時～午後4時 ☎188(いやや!)

※他市町村へのご相談はご遠慮ください。

後期高齢者健康診査のご案内

受診対象者

7月から、指定の医療機関で健康診査を受診できます。後期高齢者医療保険に加入している方で、今年度の健康診査(集団健診・人間ドック・脳ドック・ミニドック)を受診しない方。

健診期限

令和8年7月1日(水)から令和9年1月31日(日)まで

料金

・基本項目(必須) 無料

・追加項目 全額自己負担

※追加項目は、医療機関によって受診できる項目および自己負担金が異なります。

※追加項目のみの受診はできません。

▼問い合わせ 保険年金課(内線175)

受診できる医療機関

Table with 3 columns: 医療機関名, 医療機関住所, 連絡先. Rows include JAとりで総合医療センター, 山中医院, 協和ガーデンクリニック, 鈴木内科医院, 利根町国保診療所.

受診方法

医療機関健診の受診をご希望の方は、指定の医療機関へ直接ご予約ください。

受診の際には、マイナ保険証または後期高齢者医療資格確認書、追加項目分の自己負担金(希望者のみ)のほか、「後期高齢者健康診査受診券」が必要です。ご用意のうえ受診ください。

後期高齢者医療資格確認書などの交付

後期高齢者医療制度では、被保険者全員に、7月31日までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を職権交付するという暫定的な運用をしています。

このたび国の方針に変更があり、マイナ保険証の利用促進の観点から、8月1日から令和9年7月31日までの期間につきましては、年齢と左記の条件により、7月中に送付する書類が異なりますのでご注意ください。

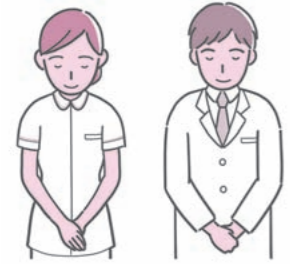
▼85歳以上(令和8年8月1日時迄)の被保険者の方
マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に紺色(青色)の「資格確認書」を送付します。

▼84歳以下(令和8年8月1日時迄)の被保険者の方
マイナ保険証を医療機関などで利用している方、資格情報を簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」を送付します。

②①以外の方
紺色(青色)の「資格確認書」を7月中に送付します。

※「マイナ保険証を医療機関などで利用している方」とは、左記の条件をすべて満たす方です。
・過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用した方
・おおよね直近3カ月以内にマイナ保険証を利用した方

▼問い合わせ 保険年金課 後期医療係(内線175)



町の公共施設でも温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます

町では「利根町温室効果ガス排出抑制実行計画(第5期)」に基づき、温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出削減に取り組んでいます。

この計画は、令和4年度から令和8年度までを計画期間として、役場庁舎を始めとする町の公共施設において温室効果ガスの排出削減を目指し、地球温暖化対策の一翼を担うものです。

具体的目標値は、平成25年度の温室効果ガス排出量(1059t)を基準年度として、令和8年度までに25・5%(270t)削減することを目標に定めています。令和7年度の実績をお知らせいたします。

温室効果ガス排出量算出に係る活動量

Table with 5 columns: 区分, H25(基準年), R7(実績), 比較(量), 比較(%). Rows include 電気使用量, 燃料使用量, 水道使用量, コピー使用量.

取り組み実績および内容

Table with 4 columns: 区分, 目標値, R7(実績), 取り組み内容. Rows include 電気使用量, 燃料使用量, 水道使用量, コピー使用量.

温室効果ガス排出量

Table with 5 columns: 区分, H25(基準年), R7(実績), 比較(量), 比較(%). Row: 温室効果ガス排出量(t).

国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料(以下、保険料)の納め忘れがある方に対する電話や文書による納付のご案内を、民間事業者である「株式会社アイヴィジット」に委託しています。

事業の民間委託を通じて、被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによって生じる低額年金者や無年金者の減少を目指しています。

業務委託に関する留意点

・日本年金機構から民間事業者に提供している個人情報、保険料の納め忘れのある方のものに限定して提供します。

・民間事業者の担当者が保険料のご案内を行う際には、事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をいたします。

・保険料の納付について、民間事業者にお問い合わせされる場合は、送付されてきた郵便物などをご用意ください。

※民間事業者の担当者が次の事項や要求を行うことは絶対に行いませんのでご注意ください。

- ①訪問することや、現金をお預かりすること
②基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書、通帳やキャッシュカードなどをお預かりすること
③手数料を要求すること
④金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすること

問い合わせ

土浦年金事務所 国民年金課
(土浦市小松1-3-33ハトリビル1・2階)
☎029・825・1170
☎68・2211(内線177)